

## 道路運送法

### 1. 案内情報

- 手続名 : 一般貸切旅客自動車運送事業の事業計画変更（主たる事務所の名称及び位置、営業所の名称）の届出
- 手続根拠 : ・道路運送法第42条の2第10項  
・道路運送法施行規則第26条の7
- 手続対象者 : 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 提出時期 : 当該事業計画の実施後、遅滞なく
- 提出方法 : 道路運送法施行規則第26条の7に基づき事業計画変更事後届出書を作成し、当該計画を実施した土地を管轄する陸運支局長又は陸運事務所長に提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類 : なし
- 申請書様式 : 申請書の記載事項は次のとおり（道路運送法第42条の7第2項）  
・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
・変更した事項
- 記載要領・記載例 : 提出先となる各陸運支局又は沖縄陸運事務所の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 各地方運輸局陸運支局輸送課等  
沖縄総合事務局沖縄陸運事務所輸送課
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 提出先